

平成30年度

小金井市一般会計歳入歳出決算不認定を

踏まえた措置の報告

平成30年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について、令和元年第4回定例会において同年11月29日に不認定となりました。

決算特別委員会での質疑および本件採決における討論の概要から、令和元年5月に発覚した小中学校の上下水道料金、電話料金等に係る支払事務の一部についての不適切な会計事務処理をはじめ、市で続けて起こった問題に対し、コンプライアンス意識が欠如していたことを不認定の主たる理由と捉え、二度とこのようなことが起こらないよう反省し、課題を整理するとともに、市議会からの指摘事項を考慮し、再発防止策として次のとおり必要と認められる措置を講じました。

また、このことについて地方自治法第238条第7項の規定に基づき、令和2年第3回定例会にて市議会に報告しました。

学務課における会計処理事務の是正等について

支払手続等の会計事務の執行状況について複数の職員による確認、職場にお

ける職場研修（OJT）を通して、会計事務等の実務能力の向上を図っています。さらに、業務の進捗状況の確認、法令遵守意識の啓発、人材育成および良好な職場環境作りについても併せて取り組んでいます。

不適切な会計事務処理の再発防止について

会計課において、各課における歳入・歳出、調定・清算・戻入等、会計年度中のあらゆる執行状況の点検・確認を実施し、遺漏のない事務処理を行うよう、周知徹底しています。

コンプライアンス推進委員会について

令和元年10月18日に小金井市コンプライアンス推進委員会設置要綱を施行し、副市長を委員長とし、教育長を副委員長として、庁内部長職者で構成するコンプライアンス推進委員会を設置しました。

「全庁をあげて取り組む重点事項」、「小金井市コンプライアンス基本方針」について

令和元年11月、コンプラ

イアンス推進委員会において令和3年度までの3年間のめざすべき姿として「情報共有の実現」、「情報管理の徹底」、「トラブルに対する組織的対応を掲げ、「全庁をあげて取り組む重点事項」として「職場環境の変化に応じた確実な情報共有」に取り組むことを確認しました。

令和元年12月、職員が従うべき行動指針を明文化したものと「小金井市コンプライアンス基本方針」を決定しました。

コンプライアンス推進の取り組みについて

全職員を対象として令和元年度中に全9回の研修を実施しました。また、8月、仕事をすすめる際に心掛けるべき仕事の進め方に関する具体的なルールとして「仕事の進め方 こがねいルール」を設定しました。なお、本件措置の報告については、市ホームページに掲載していますので併せてご覧ください。

◇ 共通 ◇

問 総務課庶務係（☎042-387-16805）

視覚に障がいのある方にCDとデイジーCDをお届けしています

声の広報
声の議会だより

市では、視覚に障がいのある方を対象に、CDとデイジーCDに市報こがねいの内容を収録した「声の広報」と市議会だよりの内容を収録した「声の議会だより」をお届けしています。

ご家族やお知り合いに視覚に障がいのある方がいましたら、ご利用をお勧めください。ご希望の方は、電話等でお申し込みください。

対原則として身体障害者手帳1～6級の視覚障がいのある方※視覚に障がいのある方以外で利用を希望の方は、お問い合わせください

【デイジーCDとは】

専用の再生機を使用することで、聴きたい箇所を素早く探すことができるなど非常に便利です。また、パソコンで再生をすることもできます。

【デイジーCD専用再生機の貸出・購入費助成】

2か月間の貸し出しが可能です。詳しくは図書館本館（☎042-383-1138）へお問い合わせください。

また、重度視覚障がいのある方が購入を希望する場合は、日常生活用具

費助成制度を利用できる場合があります。必ず購入前に自立生活支援課（☎042-387-9841）へご相談ください。

【市ホームページからお聴きいただけます】

平成27年4月15日号以降の市報、平成29年第3回定例会（第258号）以降の市議会だよりは、市ホームページから聴くこともできます。（MP3ファイルで収録）

それ以前の号をご希望の場合は、各問合先へお問い合わせください。

【対面朗読の会】

声の広報・声の議会だよりの収録は、ボランティアグループ「対面朗読の会」にご協力いただいています。同会では、随時ボランティアを募集しています。詳しくは同会会長・伊藤さん（☎090-6449-8631）へお問い合わせください。

申問 声の広報＝広報秘書課広報係（市役所本庁舎2階 ☎042-387-9803）、声の議会だより＝議会事務局（同4階 ☎042-387-9947）へ

国民健康保険

出産育児一時金・葬祭費を支給

〈出産育児一時金〉

国民健康保険被保険者が出産した場合に支給します。

対妊娠85日以上の上の出産が対象です（死産、流産の場合でも支給）

※1年以上社会保険の本人であった方が、国民健康保険の資格取得から6か月以内に出産した場合は、以前加入していた社会保険から支給される場合があります

■支給額45万円

※出産育児一時金直接支払制度をご利用の場合は、その差額が振込額となります

■申請書類等▽印鑑▽国民健康保険証▽母子健康手帳

（死産、流産、海外出産の場合は医師の証明書）▽通帳など振込先がわかるもの
▽医療機関が発行した直接支払い利用（非利用）に関する合意文書▽医療機関発行の領収書等▽旅券・航空券等の海外に渡航した事実が確認できる書類（海外出産の場合のみ）
※海外出産の場合は各書類の和訳文

【出産育児一時金直接支払制度】

市が42万円を上限として、出産育児一時金を病院等に直接支払うことで、被保険者が、出産時に医療機

関に支払う際の負担を軽減することを目的とした制度です。

ご希望の方は、出産する予定の病院等で手続きが必要です。詳しくは、直接、病院等にお問い合わせください。

【出産育児一時金貸付制度】

出産予定日の1か月前から申請を受け付けます。詳しくは、お問い合わせください。

〈葬祭費〉

国民健康保険被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に支給します。（葬祭日から2年以内に申請してください）

※社会保険の本人であった方が、国民健康保険の資格取得から3か月以内に死亡した場合は、以前加入していた社会保険から支給される場合があります

■支給額5万円

■申請書類等▽印鑑▽国民健康保険証▽申請者が葬祭を行ったことを証する書類（領収書等）▽通帳など振込先がわかるもの

◇ 共通 ◇

問 保険年金課国民健康保険係（市役所第二庁舎2階 ☎042-387-98833）